

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社は、仕入先における人材不足等の課題を踏まえ、事業譲受や事業承継に関する検討を進め、サプライチェーン全体の安定化とリスク管理の強化に取り組みます。また、積極的にオープンイノベーションを活用し、取引先やお客様と共に付加価値の高い製品・サービスの創出を推進してまいります。

b. IT 実装支援

AI 技術の急速な発展を踏まえ、AI ソフトウェア等のデジタル技術を活用した社内人材育成を進めるとともに、業務効率化と生産性向上に努めます。これらの取組を通じて得られた知見については、取引先との共有も視野に入れ、サプライチェーン全体の競争力強化に貢献します。

c. 専門人材マッチング

当社は、外部の専門人材や支援機関との連携を通じて、必要に応じた人材活用を検討し、技術力・開発力の向上を図ります。

d. グリーン化の取組

サプライチェーンからの環境対応要請の高まりを踏まえ、省エネ診断等を積極的に活用し、脱炭素・低炭素化に向けた現状把握と課題整理を行います。その上で、具体的な数値目標の設定や行動指針の策定に取り組み、環境負荷低減を推進してまいります。

e. 健康経営に関する取組

従業員の健康が企業活動の基盤であるとの認識のもと、健康増進施策や働きやすい職場環境づくりに取り組み、持続的な企業価値の向上を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. |その他

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。|

| 2026年1月5日 |

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ヤマト	代表取締役 渡邊 高志
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）